

改正

平成28年12月22日 条例第28号

令和 5 年 3 月28日 条例第 5 号

令和 6 年 3 月27日 条例第 7 号

刈谷市子ども・子育て会議条例

(設置)

第 1 条 こども基本法（令和 4 年法律第77号）第13条第 3 項及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第 1 項の規定に基づき、刈谷市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子育て会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) こども計画（こども基本法第10条第 2 項に規定する市町村こども計画をいう。）の策定及び推進に関し必要な事項を調査審議すること。
- (2) こども施策（こども基本法第 2 条第 2 項に規定するこども施策をいう。以下同じ。）に係る事務の実施に係る協議及び連絡調整を行うこと。
- (3) 子ども・子育て支援法第72条第 1 項各号に掲げる事務を処理すること。

(組織)

第 3 条 子育て会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) こどもの保護者
- (3) こども施策に関する事業に従事する者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 子育て会議に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

3 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

4 子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 子育て会議の庶務は、次世代育成部子育て推進課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(刈谷市報酬額及び費用弁償額並びにその支給方法に関する条例の一部改正)

2 刈谷市報酬額及び費用弁償額並びにその支給方法に関する条例（昭和32年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第44号を第45号とし、第43号の次に次の1号を加える。

(44) 子ども・子育て会議委員 日額 6,400円

第4条第2項ただし書中「第2条第1項第44号」を「第2条第1項第45号」に改める。

附 則（平成28年12月22日条例第28号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月28日条例第5号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月27日条例第7号）

この条例は、令和6年4月1日から施行する。